

令和7年度 休日における鈴鹿市立中学校部活動の地域移行に係るモデル事業実施要領

1 趣旨

生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を構築し、持続可能な活動の実現に向けた体制を整備するため、休日における本市立中学校部活動の地域移行に係るモデル事業(以下「モデル事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

2 実施期間及び実施日

モデル事業の実施期間は、令和7年度の1年間とする(ただし、その経理に関する事務は、令和8年5月末日までとする。)

また、実施日については、令和7年11月から令和8年2月までの第1土曜日(ただし、1月は第2土曜日)とする。

3 事業内容

生徒の健全育成のため、「鈴鹿市部活動指針」「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を踏まえ、モデル事業として、本市立中学校生徒の休日におけるスポーツ・文化芸術活動の受け皿づくりと将来自立した運営ができるよう支援する。

(1)募集種目 14種目

ソフトテニス、ソフトボール、ハンドボール、卓球、バドミントン、陸上競技、野球
バレーボール、サッカー、バスケットボール、柔道、剣道、吹奏楽、合唱

(2)業務内容

①鈴鹿市教育委員会から委託を受けた団体(以下「受託団体」という。)は、中学生を対象として実施する「休日における鈴鹿市立中学校部活動の地域移行に係るモデル事業」において、鈴鹿市運動部活動指針を遵守し、運営、会場確保、用具及び施設管理、保護者等への連絡、生徒の保険加入及び保険料支払い、指導計画、会計管理、安全管理、事故予防に係る指導等を行うとともに、鈴鹿市教育委員会との委託契約による予算範囲内において指導員及び事務・会計処理担当員への謝金を支払う。

②受託団体の指導員及び事務・会計処理担当員は、「モデル事業クラブ」において、技術的な指導と事務・会計処理に従事する。

○実技指導 ○安全予防に関する知識・技能の指導 ○保護者等への連絡

○生徒の保険加入及び保険料支払い ○用具及び施設の点検・管理

○指導員及び事務・会計処理担当員への謝金を支払い

○生徒指導対応 ○年間、月間指導計画の作成 ○事故発生時の現場対応

4 任用規定

鈴鹿市教育委員会が実施するモデル事業が学校部活動の地域移行に向けた取組であることを理解し、安全な活動の場を提供できる団体を任用条件とする。

また、県費負担教職員がモデル事業に従事する場合は、鈴鹿市教育委員会の許可を得るものとする。

5 実施計画書及び実施報告書の提出

本事業は、鈴鹿市教育委員会が国からの委託を受けて行うものであるため、実施計画書及び実施報告等、鈴鹿市教育委員会が指定する文書を期日までに提出するものとする。

6 委託契約について

(1)委託対象経費

委託の対象となる経費は、次の表のとおりとする。

委託対象経費表

委託対象経費	内容
諸謝金	指導員、事務・会計処理担当員への謝金 指導員:1時間当たり1,600円 事務・会計処理担当員:1活動当たり2,100円
借料及び損料	会場等の借料及び損料
消耗品費	ボール等、実施する際に必要な消耗品費
印刷製本費	参加生徒への文書等
通信運搬費	郵送費等
雑役務費	諸謝金を支払う際の支払い手数料等
保険料	指導員の保険加入費

(2)委託料

運動種目については、1種目当たり60万円程度とし、文化種目については、1種目当たり45万円程度とする。ただし、参加生徒数や応募団体数により金額が変動することがある。

(3)委託料の支払い

受託団体は、実施日の翌週末までに鈴鹿市教育委員会に業務月報を提出し、業務月報の受理を以て、委託料の部分支払いの請求を行う。なお、部分支払いの回数は3回以内とし、鈴鹿市教育委員会は請求が受理された日から30日以内に支払う。また、受託団体は委託料の10分の3の額を概算(前金)請求できるものとする。

7 その他

本事業は、単年度の事業であり、鈴鹿市議会において令和7年度予算案の承認を得た上での実施とする。